

# 碧南市都市計画審議会の概要

## 【 設置目的・概要 】

市の健全な発展、秩序と調和のとれた都市づくりを推進するための都市計画を実施するにあたり、碧南市の附属機関として碧南市都市計画審議会が設置されています。

また、都市計画は都市の将来像を決めるものであり、土地等の関係者の権利や利害をはじめ市民生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画を決める（変更する）前に第三者からなる都市計画審議会の議を経て都市計画を定めることとなっています。

## 【 設置根拠 】

都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）第77条の2  
碧南市都市計画審議会条例（平成元年12月26日 条例第70条）

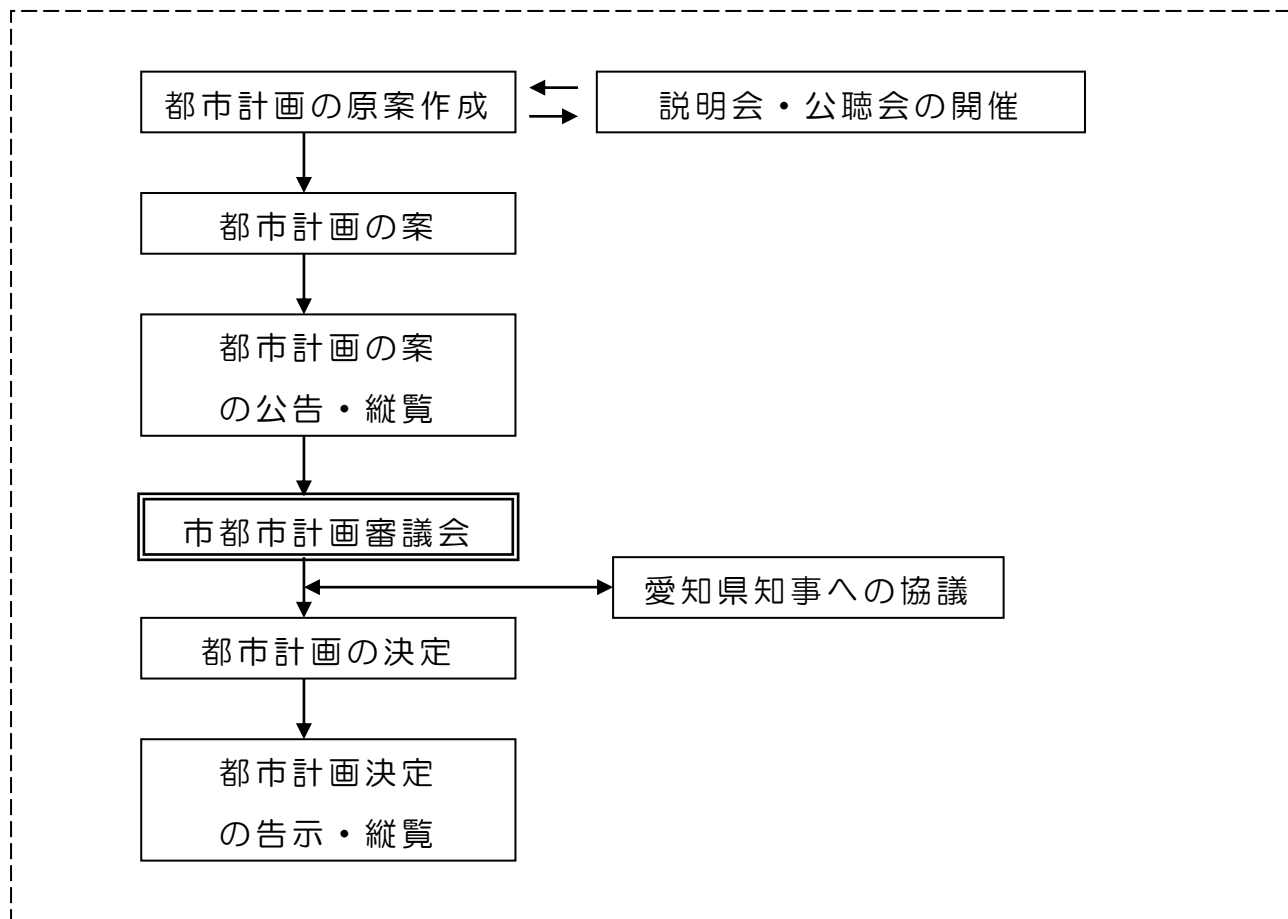
## 【 都市計画審議会の役割 】

都市計画法第77条の2 第1項で3つの役割が示されています。

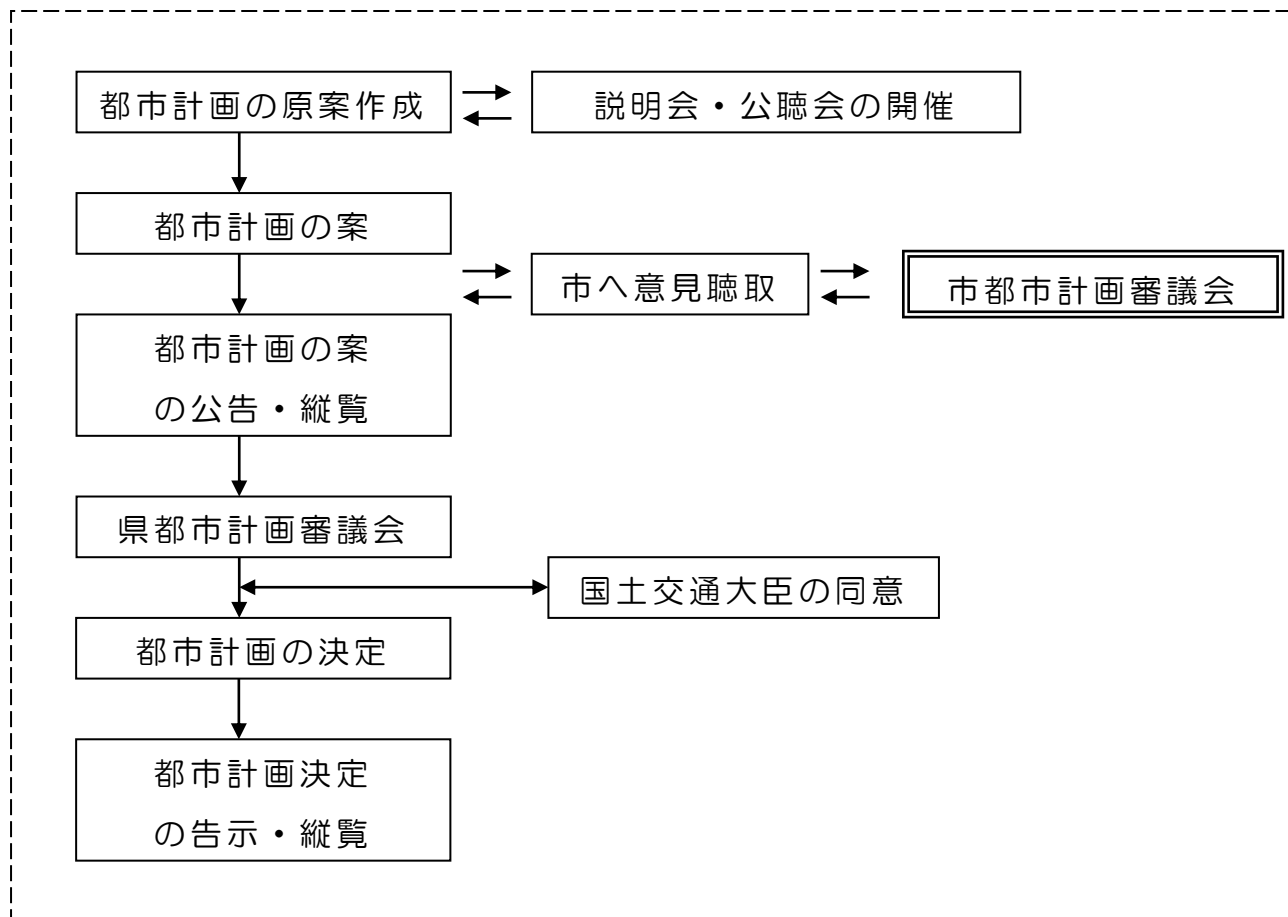
- （１）市が決定する都市計画について調査審議をすること
- （２）市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議すること
- （３）都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること

都市計画決定手続きの中での碧南市都市計画審議会は、市が決定する都市計画では（１）としての、県が決定する都市計画では（２）としての役割があります。都市計画決定手続きのフローの中では下の図に示しています。

## 碧南市が定める都市計画決定の手続



## 愛知県が定める都市計画決定の手続



**【 委 員 】**

( 1 ) 人数 1 2 名

( 2 ) 任期 1 年間 ( 6 月 1 日 ～ 5 月 3 1 日 )

**【 担当課 】**

建設部 都市計画課 管理係 ( 内線 4 2 1 ・ 4 2 2 )